

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震ならびに東京電力福島原発事故に被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。



法改正情報 (改正があった労働・社会保険等の改正ポイントです)

## ●「ねんきんネット」で年金加入記録を確認— 2月末に運用スタート

日本年金機構では、公的年金記録を確認できるインターネットサービス「ねんきんネット」(以下、「ネット」)の運用を2月末から始めました。

従来の「ねんきん定期便」(以下、「定期便」)よりも**情報が新しく、かつ情報量も多い**ため、わかりやすく簡単に自分の記録を確認することができます。

### 1. 「ねんきんネット」の特徴

特徴は、**加入開始時から直近**(原則として約1カ月前)までの**自分の加入記録のすべてをいつでも**確認できることです。

定期便では、毎年の誕生日前に送付されるだけで、記録も2010年度分からで、35歳、45歳、58歳以外の加入者については、誕生月の直近1年間分に限定されていました。

制度ごとの加入記録や加入期間の合計についても、ネットのほうが情報は豊富です。国民年金保険料の納付状況のほか、厚生年金では勤務先名称や標準報酬月額などが月単位で表示されます。

### 2. ID・パスワードをすぐに取得可能

ネットは、2011年度分の**定期便に記載された固有のアクセスキー**を入力すれば、即時に**ID・パスワード**を取得でき、自分の年金記録に**随時アクセス**できます。

今年度の**定期便が届いていない人**であっても、インターネットを通じて登録すれば**5日程度**でID・パスワードを取得できるそうです。

### 3. 上手に活用して年金制度を理解

年金制度はとても複雑な仕組みですが、このネットをうまく活用することで、年金制度への理解が進むことが期待されています。

みなさんも一度ご自分の記録を確認してみたいはいかがでしょうか。



## 6月の税務と労務の手続 (提出先・納付先)

### ● 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### ● 30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]



## トピック (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)

### ●M字カーブ、「底」の労働力率が過去最高 10年版働く女性の実情／厚労省

厚生労働省は20日、2010年版の「働く女性の実情」を発表した。10年の女性労働力率は15～64歳の生産人口の場合で63.1%となり、8年連続で過去最高を記録した。年齢階級別の労働力率は、「25～29歳」「45～49歳」を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いているが、底の値が0.7%ポイント上昇の66.2%となり、過去最高を更新した。

### ●「合同労組」による集团的労使紛争、過去最高に／中労委

中央労働委員会は20日、2010年度中に全国の労働委員会が取り扱った「集团的労使紛争」の件数と、東京、兵庫、福岡を除く44道府県の労働委員会による「個別労働紛争」のあっせん件数をまとめた。このうち集团的労使紛争では、地域単位で企業の枠を超えて労働者を組織する「合同労組」が関係する事件の割合が69.8%にのぼり、過去最高となった。

### ●休日の「木、金曜日」への変更を確認／自動車総連

自動車総連(西原浩一郎会長、76万1,000人)は20日、本部(都内)で中央執行委員会を開き、夏に向けた電力需給問題への対応策として、7～9月までの間、工場での休日を「土、日曜日」から「木、金曜日」へ変更していくことを確認した。休日の変更について、日本自動車工業会とは17日に基本合意に達していた。今後、各企業の労使で具体的なカレンダーの策定が話し合われる。

#### 後記

東日本大震災の発生をきっかけとして、企業が、従業員のボランティア活動を目的とした特別休暇(ボランティア休暇)を認め、制度として導入するケースが大手を中心に増えているようです。

これは、「企業は社会的責任(CSR)を果たすべき」という要請と同時に、従業員からの要望も増えていることが背景にあるようです。

制度を導入したと報道された企業は、SMBCD興証券(最大3日間。有給休暇との組合せで最大16日間)、さわやか信用金庫(最大5日間)、トリンプ・インターナショナル・ジャパン(9月末までに最大14日間)、ワコール(8月末までに最大連続20日間)などです。

なお、厚生労働省の調査によれば、ボランティア休暇制度を導入している企業(従業員1000人以上)の割合は、17.7%だそうです。

企業が「ボランティア休暇」を制度化することは可能ですが。しかし、様々な法的な問題も考えられます。

例えば、会社が認めたボランティア休暇中に従業員が怪我をした場合、労災と認められるのでしょうか。「業務起因性」が認められるかどうかは微妙な問題です。また、企業の安全配慮義務が問われるケースも過去にあったようです。

このことから、特別休暇である「ボランティア休暇」の導入には、慎重な判断が求められると言えるでしょう。